

平成25年11月11日

お客さま各位

岡崎信用金庫

**証券税制における軽減税率の適用終了について**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、公募株式投資信託等の配当・譲渡所得等にかかる税率は、平成25年12月31日まで軽減税率が適用されますが、税制改正に伴い、平成26年1月1日以降は、軽減税率の適用措置は終了となり、本則税率が適用されることとなりますのでお知らせいたします。

なお、ご不明な点がございましたら、お取引店または下記のお問い合わせ先までご照会ください。

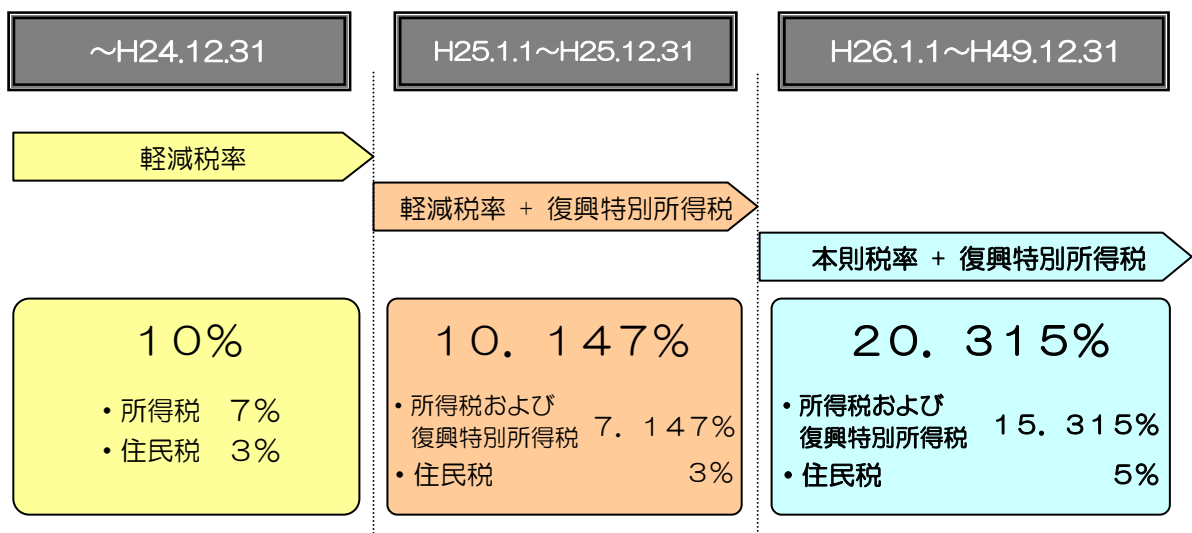
敬具

記

**1. 概要**

公募株式投資信託等の配当・譲渡所得等にかかる税率は、平成25年12月31日まで10%（所得税7%（\*）、住民税3%）の軽減税率が適用されていますが、平成26年1月1日以降は、軽減税率の特例措置が廃止され、20%（所得税15%（\*）、住民税5%）の本則税率が適用されます。

（\*）平成49年12月31日までは、所得税額に対して2.1%を乗じた「復興特別所得税」が追加的に課税されます。

**2. 課税時期および内訳**


以上

本件に関するお問い合わせ先  
 岡崎信用金庫 資金証券部証券営業課

**TEL 0120-053-060**

受付時間 平日9:00～17:30